

○その他公的支援策

(短時間労働給付金制度、従業員が隔離措置になった場合の補償など)

1. 連邦レベルでの措置

(1) 短時間労働給付金の制度の要件緩和

①概要

- 経営危機に陥る危険がある場合、雇用者は、解雇の代わりとして、従業員の労働時間を短縮し、従業員に対しては労働時間減少による給与減少分の一部を政府が補填する短時間労働給付金の制度がある。
- 連邦政府は、この適用要件を、これまでの「従業員数の3分の1に労働時間短縮を適用する場合」から「従業員の10%以上が10%以上賃金報酬を減らされる場合」に変更。これは短時間労働への切り替えを容易にして解雇を回避することを目的としている。
- 適用期間は2020年1月3日から2020年12月30日まで。
※2021年12月31日まで延長。対象は、2021年3月31日までに短時間操業を開始した企業。(9月16日)
- 短時間労働給付金は最長12カ月間受給が可能。
※原則12カ月から最大24カ月に拡大。支給期間は2021年12月31日まで延長。(9月16日)
- 派遣労働者も短時間労働給付金の受給が可能。
- 短時間労働による従業員の収入減を保証するため連邦雇用庁(Bundesagentur für Arbeit: BA)が賃金喪失の60%~80%(子供がいる場合は67%~87%)を給付、社会保険料(注)も同庁が全額助成する。これらの措置は2020年末まで適用される。
※短時間労働期間中の社会保険料の全額助成については2021年6月30日まで延長。短時間労働が2021年6月30日までに開始された場合、2021年7月1日からは2021年12月31日までは、社会保険料の50%が助成される。(9月16日)

(注) 通常時は、通常時の給与と労働短縮により減額された給与の差額を算出し、その80%を基礎に計算された社会保険料を雇用主が負担。

<給付率>

労働時間が50%以上削減されている従業員は、3か月ごとに助成額が割増される。2020年3月からさかのぼっての適用が可能。(5月15日に追加措置)。

- 1か月～3か月目：60% (子供がいる場合は67%)
- 4か月～6か月目：70% (少なくとも1人の子供がいる場合は77%)
- 7か月目以降：80% (少なくとも1人の子供がいる場合は87%)

※2020年12月31日までに短時間労働が開始された場合、支給期間は原則12か月から最大24か月、最大2021年12月31日までに延長。(9月18日)

- 短時間労働給付金の受給者が、4月10日から10月31日にかけて、医療や日常必需品にかかわる重要産業で臨時に得た収入については、本来の雇用からの収入、短時間労働給付金との合計が通常収入額を超えない範囲であれば賃金とみなさない緩和措置を発表。さらに4月29日の閣議決定により、限定していた対象分野を、すべての職業に拡大。2020年年末まで有効。(連邦雇用庁(BA)が4月2日に発表)

※2021年12月31日まで延長予定。(9月18日)

②申請方法

問い合わせ先および申請先は地域の公共職業安定所 (Agentur für Arbeit : AA)。以下は一般的な申し込み方法である。新型コロナウイルス対策に関しては、今後さらに変更が生じる可能性があるため注意。

- 連邦雇用庁(BA)の各地域の管轄窓口である公共職業安定所(AA)への休業についての通知は、前もって行う必要がある。雇用主または労使協議会の代表が、公共職業安定所(AA)に書面で報告。雇用者が短期労働給付を申し込む際には、被雇用者のサインが入りの「労働契約書の追加事項 (Nachtrag zum Arbeitsvertrag)」の提出が必要になるほか、「休業届け (Anzeige)」を提出する際に、その理由及び休業届けを出す従業員のリストが必要になる。

★労働契約書の追加事項 (Nachtrag zum Arbeitsvertrag) のサンプル (エッカート法律事務所提供)

https://www5.jetro.go.jp/newsletter/tcd/2020/corona/Kurzarbeit_Zusatz_zum_AV.pdf

★休業届け (Anzeige) のサンプル (エッカート法律事務所提供)

https://www5.jetro.go.jp/newsletter/tcd/2020/corona/Anzeige_ueber_Arbeitsausfall.pdf

- 従業員の短期間勤務を登録するには、2019年からの残留休暇日を2020年に持ち越すことはできない。よって、2019年分の有給休暇日が残っている場合には、まず損害軽減義務の一部としてこれらを取得する必要がある。
- 公共職業安定所 (AA) は、短時間手当を支払うための条件が有効かどうかを遅滞なく決定。雇用主は短時間の労働給付を計算し、従業員に支払う。
- 次に、雇用主は、雇用主を担当する給与計算を行う税理士・会計事務所がある地区の公共職業安定所 (AA) に、支払った短期労働手当の払い戻しの申請書を提出。申請期間は、短期労働給付金が適用される日の暦月の終わりにから3か月以内。

★払い戻しの申請書のサンプル (エッカート法律事務所提供)

https://www5.jetro.go.jp/newsletter/tcd/2020/corona/Antrag_Kurzarbeitergeld.pdf

- 一度申請された短時間労働は、予想外の受注が入り労働時間が増えた場合、中断することも可能。さらにその直後、再び短時間労働となった場合、継続して支給期間として換算される。一方、短時間労働を中断して3か月以上経過する場合、新たに申請を行う必要がある。コロナによる緩和要件により、再度、短時間労働となる際、新たに24か月間の支給期間が認められる。
- 応募方法に関するアドバイスが必要な場合、地元の公共職業安定所 (AA) または連邦雇用庁 (BA) のホットライン (0800 4 5555 20) に連絡。
www.arbeitsagentur.de

参考 URL

- ドイツ連邦労働・社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales : BMAS)

<https://www.bmas.de/DE/Schwerpunkte/Informationen-Corona/Kurzarbeit/kurzarbeit.html>

- 連邦雇用庁 (Bundesagentur für Arbeit: BA)
<https://www.arbeitsagentur.de/news/corona-virus-informationen-fuer-unternehmen-zum-kurzarbeitergeld#1478910781381>

(2) テレワーク導入支援

- 連邦経済エネルギー省は、3月20日、中小企業と手工業企業に対し、ホームオフィスで可能な仕事を短期間で創出する際の資金提供を行うと発表。
- 既存のデジタル化支援策「[go-digital](#)」プログラムの範囲を拡大。同省認定のコンサルティング会社によるサポートコンサルティングの費用の最大50%が払い戻される。
- 対象は法的に独立した中小企業または手工業企業で、従業員100名以下で、昨年度の売上または資産が2,000万ユーロ以下の企業。
- 1日当たりのコンサルティングフィー最大1,100ユーロ。最大30日まで。

参考 URL

- 連邦経済・エネルギー省
<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2020/20200320-altmaier-wir-helfen-unternehmen-dabei-arbeitsfaehig-zu-bleiben.html>

問い合わせ先
EURONORM GmbH
Stralauer Platz 34, 10243 Berlin
Telefon: 030 97003-333
Telefax: 030 97003-044
E-Mail: go-digital@euronorm.de
Internet: www.euronorm.de

(3) 倒産法：倒産申立義務の一時的な停止やその他の緩和措置

- 新型コロナウイルスの影響による経済的困難に直面する企業やすでに倒産した企業を対象とした救済法を3月30日に施行。
- 現行のドイツ倒産法15条aでは、債務超過や資金繰り悪化に伴う支払い停止等が発生した場合、3週間以内の申請・申立てが必要になるが、新型コロナウイルスによる危機の結果が原因で破産または過大な債務が発生した場合で、将来的に破産を回避する見通しがある場合、3週間以内の申請・申立て義務を一時停止する。

※一時停止措置期間を2020年9月30日から2020年12月31日まで延長(9月18日)。

参考 URL

連邦司法・消費者保護省

https://www.bmfv.de/DE/Themen/FokusThemen/Corona/Insolvenzantrag/Corona_Insolvenzantrag_node.html

(4) 感染症予防法に基づく人件費の一部補填

①学校や幼稚園、保育所の閉鎖により、12歳未満の子供の面倒を見るため、働くことができない場合

- 助成方法及び期間
 - 被雇用者は、雇用者から最大6週間支給。その後雇用者が各州の管轄機関に対し、償還請求を提出
 - 連邦内閣は、6月5日、本助成条件について、最大6週間から1親権者当たり10週間、一人親の場合20週間に拡充すると発表。助成の最長期間となる20週間は、続けてではなく数カ月わたって分割して取る事が可能、収入の損失の67%、月額最大2,016ユーロまで助成。なお同法は3月30日に遡って適用される。
 - 本措置の実施期間は、2020年末までから2021年末まで延長。さらに子供が自己隔離を行った際にも適用可能(10月28日内閣承認)
- 支給条件

- 子供の託児所または学校は当局の命令により閉鎖された。
- 施設閉鎖期間中が法定の祝日や学校/託児所の休日ではない（これらの日は対象外）
- 子供はまだ12歳に達していないか、（たとえば、障害等のため）特別な支援が必要
- 申請方法

以下のリンクより上記の申請理由をクリックし、詳細をご確認ください。

<https://ifsg-online.de/index.html>

- ②感染防止対策のため、保健所(Gesundheitsamt)または管轄の省庁による命令により、強制的な隔離状態または職務活動禁止等々の状況下に置かれ、働くことができない場合

- 助成方法及び期間
 - 被雇用者は、雇用者から最大6週間支給。その後雇用者が各州の管轄機関に対し、償還請求を提出。
 - 7週間目以降の助成を希望する場合には、被雇用者個人が管轄団体に申請する必要あり。
- 支給条件
 - 感染症予防法（IfSG）30条に基づく強制的な隔離状態または31条に基づく職務活動禁止に該当する場合
 - 別の合理的な仕事を通じて収益の損失を補う方法がない。
 - 職務活動禁止または検疫の開始から3か月以内に助成申請を実施
 - 病気や就労不能状態でない。
 - 申請方法

以下のリンクより上記の申請理由をクリックし、詳細をご確認ください。

<https://ifsg-online.de/index.html>

<https://www.bmas.de/DE/Schwerpunkte/Informationen-Corona/Entschaedigung-Eltern/entschaedigung-eltern.html>

(5) 賃貸借法：家賃滞納の賃借人を契約解約から一時的に保護する処置

(7月1日に終了)

新型コロナウイルスの感染拡大を原因として賃借人が賃料を支払えなくなった場合、それを理由とした賃貸人による賃貸借契約の解約の一時停止措置を法務省が導入。住居および所業施設のなどいずれの形態賃貸借にも適用される。

https://www.bmfv.de/DE/Themen/FokusThemen/Corona/Miete/Corona_Miete_node.html

(6) コンサルティング費用の助成 (5月26日に資金が尽きたため終了)

連邦経済・輸出管理庁は、新型コロナウイルスの影響を受けたスタートアップ企業や中小企業、フリーランサー（ドイツを本拠地とし、EUの中小企業の定義に準拠する必要あり）を対象に、経営、法務、税務、人事、マーケティングなどのコンサルティング費用に対する助成金を設けた。助成額は要件に応じて、1,500～3,200ユーロ。BAFAに登録されたコンサルタント。

応募要件・補助率・申請手順

https://www.bafa.de/DE/Wirtschafts_Mittelstandsfoerderung/Beratung_Finanzierung/Unternehmensberatung/unternehmensberatung_node.html

申請：<https://fms.bafa.de/BafaFrame/unternehmensberatung>

2. 連邦州レベルの措置

(1) NRW州

- 従業員が隔離措置になった場合の補償

6週間は雇用主が給与を支払い続ける必要があるが、感染の懸念があることが理由で実際の発症（病欠）でない場合には、以下の機関から一部補償が受けられる。

Landschaftsverbände Rheinland (LVR)

Landschaftsverbände Westfalen-Lippe (LWL)

https://www.lvr.de/de/nav_main/soziales_1/soziale_entschaedigung/taetigkeitsverbot/taetigkeitsverbot.jsp

【ホットライン】 電話番号 0211 809 5444 Email: ser@lvr.de

(2) バーデン・ビュルテンベルク州

- 企業向けに、営業の可否・支援策等について質問を受けるホットラインをバーデン・ビュルテンベルク州経済省が開設

【電話番号】 0800 40 200 88 ※月～金の9～18時まで、通話料無料

【Eメール】

- 営業の可否等に関する質問: coronaverordnung@wm.bwl.de
- 融資等支援策に関する質問: finanzierungen@wm.bwl.de

(3) バイエルン州

- ミュンヘン商工会議所はウェブサイトで、新型コロナウイルスの影響を受けた企業向け支援策等のFAQサイトを開設:

<https://www.ihk-muenchen.de/de/Service/Recht-und-Steuern/Arbeitsrecht/Bestehende-Arbeitsverh%C3%A4ltnisse-K%C3%BCndigung-und-Sozialversicherung/Corona-Virus-Dienstreisen-Arbeitsausfall-Arbeitsschutz/>

(4) ベルリン州

- ベルリン州政府は以下のウェブサイト企業向けに営業や事業再開におけるガイドラインを公表している。

<https://www.berlin.de/sen/web/corona/>

(5) ハンブルク州

- ハンブルク州は事業者向けガイドラインや支援策を公表している。

<https://www.hamburg.de/coronavirus/wirtschaft/>

- 公的支援ではないが、ハンブルク州は公共の不動産会社 Sprinkenhof、GMH、HHLA、およびLIGと、商業用テナントの賃料を**最大3か月間繰り延べ可能**とすることで合意。テナントは本件の対象となる正当な理由とともに個別に賃貸契約の貸主へ個別に連絡する。

以上

(ご利用に当たっての留意点)

最新情報を掲載するように心がけていますが、状況が変わりやすいですので利用の際にご自身でも情報をご確認ください。